

本行動計画の基本的な考え方

位置づけ

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき策定する市町村行動計画とする。

政府行動計画
(特措法6条1項)

反映

県行動計画
(特措法7条1項)

反映

市行動計画
(特措法8条1項)

目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

対象とする感染症

- ・新型インフルエンザ等感染症(感染症法第6条第7項)
- ・指定感染症(感染症法第6条第8項):当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- ・新感染症(感染症法第6条第9項):全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

計画期間

令和8年7月から概ね6年間

改定の経緯

平成21年 北名古屋市新型インフルエンザ対策行動計画・策定
平成26年 北名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画・策定(特措法に基づき)
令和8年 北名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画・改定(特措法に基づき)

改定のポイント

I 平時の準備の充実	II 幅広い感染症に対応する対策の整理
・実践的な訓練 ・人材育成を含めた体制整備	・新型インフル、新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に対策を整理 ・中長期的に複数の波が来ることも想定
III 対策項目の拡充	IV DXの推進
・全体を3期(準備期、初動期、対策期)に分けて記載 ・対策項目を6項目から7項目に増やし、内容を精緻化	・DXの推進や技術的革新による対応能力の強化

第2部 各論

対 応 項 目	準 備 期	初 動 期	対 応 期
① 実施体制	・実践的訓練の実施 ・業務継続計画の作成、変更 ・国及び県等との連携強化	・市対策本部の設置の検討 ・必要に応じ、必要な人員体制の強化	・必要時、県に事務代行や応援の要請 ・特措法に基づく市対策本部の設置及び廃止 ・緊急事態措置に関する総合調整
② 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	・基本的な感染対策等の情報提供、共有体制の整備 ・コールセンター等の設置準備	・準備期で整備した取組の実施 ・コールセンター等の設置	・市民の関心事項等を踏まえ、引き続き取組を実施
③ まん延防止	・基本的な感染対策やまん延防止対策への理解促進(情報提供)	・まん延防止に備えた業務継続計画に基づく対応準備	—
④ ワクチン	・特定接種、住民接種体制の構築 ・市民への情報提供 ・関係機関との連携	・接種体制の構築(人員・会場・物品等の確保、運営準備)	・接種の実施 ・健康被害救済制度への対応 ・接種体制に関する市民への情報提供
⑤ 保健	—	—	・県が実施する健康観察等への協力
⑥ 物資	・感染症対策物資等の備蓄	—	—
⑦ 市民の生活及び地域経済 の安定の確保	・情報共有体制の整備 ・支援の実施に係る仕組みの整備 ・生活支援を要する者への支援等の整備	・一時的に遺体を安置できる施設等の調整、準備	・心身への影響に関する施策の実施 ・生活支援を要する者への支援 ・埋火葬の円滑な実施に必要な措置・手続